

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	低所得者の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)支給事業実施に関する事務
②事務の内容	<p>札幌市では、「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)の支給について」(令和3年5月28日付け子発0528第1号厚生労働省子ども家庭局長通知)に基づき、給付金の支給する事務を行う。</p> <p>本給付金は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定における特定公的給付に指定されており、当該給付を実施するための基礎となる情報を個人番号を利用して管理する。</p> <p>ついで、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱うこととする。</p> <p>1 積極支給対象者として選定するために必要な照会事務 <対象者> (1)令和3年4月分児童手当受給者又は特別児童扶養手当受給者で、令和3年度分の市民税均等割額が非課税の者 (2)令和3年5月分から令和4年3月分までのいずれかの月の分で児童手当又は特別児童扶養手当において、新規申請か増額申請で認定を受けた者で、令和3年度分の市民税均等割額が非課税の者 <取扱事務> ①支給要件の確認に必要な各種情報の照会 ②児童情報、受給者情報、配偶者情報等の照会</p> <p>2 申請による支給対象者として選定するために必要な事務 <対象者> (1)子育て世帯生活支援特別給付金を受け取っておらず、児童手当又は特別児童扶養手当を受給している者で新型コロナウイルス感染症の影響により非課税相当となった者 (2)平成15年4月1日から平成18年3月31日までの期間に生まれた児童のみを養育している市民税均等割が非課税又は新型コロナウイルス感染症の影響により非課税相当となった者 <取扱事務> ①申請書に基づき、支給要件に該当する者に給付金の支給を行う。</p>
③対象人数	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p>[10万人以上30万人未満] 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満</p>

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	手当システム(児童)
②システムの機能	<p>児童手当法及び児童扶養手当法に基づき、本給付金に関する事務を行うシステムであり、次の機能を有する。</p> <p>1 受給対象者管理機能 申請情報、児童情報及び口座情報を管理し、積極支給対象者及び申請者の管理を行う。</p> <p>2 給付金支給管理 各種手当のシステムにより作成された情報をもとに、支払いデータ作成等の給付金の支給情報の管理を行う。</p> <p>3 事業状況報告機能 事業状況報告に関する集計表の作成を行う。</p> <p>4 共通管理機能 上記1～3の機能が共通して利用する情報(税情報・世帯員情報・送付先情報・口座情報)を管理する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (財務会計システム)</p>

システム3	
①システムの名称	システム基盤(市中間サーバ)
②システムの機能	<p>中間サーバ・プラットフォームと庁内各業務システムの間に立ち、セキュリティの境界としての役割を果たすとともに、中間サーバ・プラットフォームの稼働時間などの要件が、庁内の各業務システムに与える影響を吸収する。また、フォーマット変換やコード変換など、各システムでそれぞれに開発すると非効率になってしまう機能を集約する。</p> <p>1 サーバ・プラットフォームとの情報連携 中間サーバ・プラットフォームに対して、符号取得、情報転送、情報照会に関する連携を行う。</p> <p>2 フォーマット・コード変換 中間サーバ・プラットフォームへの連携を行う場合及び庁内各業務システムへの連携を行う場合に、それぞれが受け取れるデータのフォーマットや、コードへ変換を行う。</p> <p>3 システム基盤(団体内統合宛名)との情報連携 中間サーバ・プラットフォームとの間で、情報転送・情報照会を行う際は、団体内統合宛名番号が必要となるため、団体内統合宛名番号をシステム基盤(団体内統合宛名)から取得する。 また、庁内各業務システムへ情報照会結果を返却する際は、庁内各業務システムで管理している番号へ変換するために、システム基盤(団体内統合宛名)から庁内各業務システムで管理している番号を取得する。</p> <p>4 各業務システムとの情報連携 中間サーバ・プラットフォームとの間で、情報転送・情報照会を行う際の要求や、その結果を庁内各業務システムとの間で連携する。</p> <p>※中間サーバ・プラットフォーム…自治体中間サーバ(本市の「市中間サーバ」を含む。)のハードウェア部分。地方公共団体情報システム機構が整備・運用する中間サーバの拠点。 <参考> 中間サーバ・ソフトウェア…自治体中間サーバ(本市の「市中間サーバ」を含む。)のソフトウェア部分。番号法令に基づく、情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携等を実施するため、地方公共団体からの特定個人情報の照会、及び地方公共団体による特定個人情報の提供やそれに付随する業務を行うアプリケーション(プログラム)群のこと(ハードウェアは含まない。)</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="radio"/>] その他 (中間サーバ・プラットフォーム、システム基盤(団体内統合宛名、個人基本)、庁内各業務システム)</p>
システム4	
①システムの名称	システム基盤(団体内統合宛名)
②システムの機能	<p>団体内統合宛名番号・個人番号・各業務で管理している番号の紐付け管理の機能を有する。</p> <p>1 団体内統合宛名番号の登録・管理 個人番号を把握したことを契機として、団体内統合宛名番号の付番と、個人番号や各業務で管理している番号の関連づけを行う。</p> <p>2 符号取得状況の管理 中間サーバ・プラットフォームとの間で、符号取得が完了しているかの状況管理を行う。</p> <p>3 団体内統合宛名番号の検索 個人番号・各業務で管理している番号等を検索条件とした団体内統合宛名番号検索を行う。</p> <p>4 職員認証・権限の管理 システム基盤(団体内統合宛名)を利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う。</p> <p>5 情報連携記録の管理 情報連携記録の生成・管理を行う。</p> <p>6 セキュリティの管理 庁内各業務システム専用エリア利用のためのID・パスワードの管理及びユーザの認証を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="radio"/>] その他 (システム基盤(市中間サーバ、個人基本、社会保障宛名))</p>

3. 特定個人情報ファイル名	
低所得者の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)事務ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の100の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第73条 別表第一告示(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第七十三条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示)3号、4号) 番号法第9条第2項及び札幌市個人番号利用条例(平成27年度10月6日条例第42号。以下、「利用条例」という。)
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)に「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(121の項)
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	札幌市 子ども未来局子育て支援部子育て支援課
②所属長	子育て支援部子育て支援課長 江積 淳一
7. 他の評価実施機関	
-	